

横浜市教育委員会  
定例会会議録

- 1 日 時 平成26年11月7日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 西川委員 間野委員 坂本委員 長島委員 岡田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 26 年 11 月 7 日（金）午前 10 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項  
「第 2 期横浜市教育振興基本計画」パブリックコメント実施結果について  
第 2 回横浜市いじめ問題対策連絡協議会の開催報告について
- 3 審議案件  
教委第 55 号議案 土曜日の授業に関する方針について  
教委第 56 号議案 横浜市職員定数条例等の一部改正に関する意見の申出について  
教委第 57 号議案 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例等の一部改正  
に関する意見の申出について  
教委第 58 号議案 横浜市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する  
条例の全部改正に関する意見の申出について  
教委第 59 号議案 横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
改正に関する意見の申出について
- 4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長 おはようございます。それではただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。10月3日の会議録の署名者は間野委員と西川委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、前回10月17日の会議録については、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

岡田教育長 【教育長一般報告】

#### 1 市会関係

- 10/21 本会議（第4日）決算議決
- 10/22～10/24 こども青少年・教育委員会（視察）
- 11/4 こども青少年・教育委員会（視察）

報告いたします。まず、市会の関係ですが、10月21日に本会議がありまして、決算が議決されました。

10月22日から24日まで、こども青少年・教育委員会の視察がありまして、伊東総務課長が同行いたしました。鹿児島県立楠隼中学校・高等学校、鹿児島大学教育学部、武雄市教育委員会などを訪問いたしました。

11月4日にこども青少年・教育委員会の視察がありまして、横浜市歴史博物館を御視察いただきました。

#### 2 市教委関係

##### (1) 主な会議等

- 10/25 東山田中学校10周年記念式典  
二つ橋小学校50周年記念式典
- 10/31 平成26年度神奈川県市町村教育委員会連合会研修会
- 11/1 鴨居小学校140周年記念式典
- 11/2 横浜読書百貨店
- 11/4 大鳥小学校（中区）綱引きチームによる副市長表敬
- 11/5 横浜市立中学校総合体育大会閉会式
- 11/6 希望ヶ丘小学校（旭区）児童による副市長表敬

次に、会議等の報告ですけれども、10月25日に東山田中学校10周年記念式典が

ありまして、長島委員に御出席いただきました。同じ日に、二つ橋小学校50周年記念式典がありまして、私が出席いたしました。

10月31日に平成26年度神奈川県市町村教育委員会の連合研修会がありまして、鎌倉市で開催をいたしました。西川委員に御出席をいただきました。県下33市町村の連合会です。

11月1日は、鴨居小学校の140周年記念式典がありまして、西川委員に御出席いただきました。

11月2日は、横浜読書百貨店と称しまして、横浜市の読書活動推進に関するイベントをパシフィコ横浜会議センターで開催をいたしまして、「ハマの有名人によるビブリオバトル」に今田委員長に御参加をいただきました。会場から、「この本読みたい」という投票がありまして、今田委員長がトップになりましたけれども、御辞退されて、教育長賞を次点の方にお渡しいたしました。

11月4日は、大鳥小学校の綱引きチームが全日本ジュニアユースの選手権大会で女子の部で全国優勝をいたしまして、その報告のため市役所に訪問してくれました。

11月5日は、横浜市立中学校総合体育大会の閉会式が横浜文化体育館で行われまして、私が挨拶をいたしました。

11月6日は、希望ヶ丘小学校の小学校1年生の福地啓介さんが、オセロ小学生グランプリ2014で優勝いたしました。初出場、大会史上最年少で優勝をいたしまして、副市長に報告に来てくれました。

## (2) 報告事項

- 「第2期横浜市教育振興基本計画」パブリックコメント実施結果について
- 第2回横浜市いじめ問題対策連絡協議会の開催報告について

次の報告事項ですが、第2期横浜市教育振興基本計画のパブリックコメントの実施結果につきまして、後ほど所管課から説明させていただきます。

また、第2回横浜市いじめ問題対策連絡協議会が開催されましたので、その報告を別途所管課から報告をさせていただきます。

以上です。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、御質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。

それでは、御質問がなければ、先ほど教育長より別途所管課から説明とありました、「「第2期横浜市教育振興基本計画」パブリックコメント実施結果について」説明をお願いします。

高倉教育政策推進等担当部長

おはようございます。教育政策推進等担当部長の高倉と申します、よろしくお願いたします。

第2期教育振興基本計画につきましては、8月29日に素案を公表いたしまして、9月11日から1か月間パブリックコメントを実施させていただきました。このたび、パブリックコメントの実施結果をまとめさせていただきましたので、御報告をさせていただきます。

上田教育政策推進課長

教育政策推進課長の上田と申します。どうぞよろしくお願いたします。それでは、お手元の冊子の資料を御覧いただければと思います。

恐れ入りますが、表紙を1枚おめくりいただきまして、1ページを御覧いただければと思います。

1の実施概要ということで書かせていただきました。

まず(1)実施期間につきましては、9月11日から1か月間ということで10月10日まで実施をさせていただきました。(2)の素案冊子等の配布につきましては、御覧のように29万5,000部を配布させていただきました。冊子が2,000部で、概要版を29万3,000部ということで、この概要版につきましては、小学校、中学校、特別支援学校、そして市立高校の保護者に配布をさせていただきました。また(3)の配布場所については、御覧のとおりになっております。

次に、2の意見募集の結果です。今回は、125通、374件の御意見を頂戴しました。その内訳を下のほうに書かせていただいております。まず、投稿手段の欄を御覧いただければと思いますが、今回は、電子メールで御意見を頂戴した件数が最も多くなって、全体の7割程度が電子メールでいただいております。また、区分につきましては、御覧のように、保護者、その他、不明ということで、このような内訳になっております。御意見を頂戴した年齢ですけれども、御覧のように60歳代が最も多く16通、続いて50歳代が15通、またその次が40歳代で13通という形になっております。また、御意見を頂戴した方の住んでいる場所ですけれども、一番下の表になります。方面別で見ますと、北部方面の29通が最も多くなっております。右にいきまして、区別で見ますと、都筑区の12通、青葉区の10通、そして3番目が鶴見区の7通となっております。また、市外からも3通の御意見を頂戴しております。

それでは、1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧いただければと思います。いただいた御意見の施策別に、意見数を表にさせていただきました。多いところを御説明させていただきます。

まず、「重点政策1 横浜らしい教育の推進」ということで、こちらのほうは59件の御意見を頂戴しました。内容的には、グローバル人材育成とか、英語教育に関わる御意見が多く、59件のうち23件がこういった御意見でした。続きまして、「重点施策4 健やかな体の育成」に42件の御意見を頂戴しております。こちらのほうは、中学校給食に関わる御意見が、この42件のうち27件ございました。また、「重点施策9 チーム力を活かした学校運営の推進」ということで、51件の意見をいただいております。こちらのほうは、教職員の負担軽減ということで、51件のうち42件がこういった負担軽減に関する御意見でした。

次に(3)、御意見への対応状況ということで、3つに分類をさせていただきました。まず、アですけれども、「御意見を反映し、素案を修正するもの」ということで、現在これは11件について考えております。全体の約3%になります。続いて、イですが、「素案と同趣旨及び賛同いただいたもの」ということで、こちらのほうは59件、そしてウで、「御意見として今後の参考にさせていただくもの」として268件を分類させていただきました。

3ページ以降は、いただいた御意見を全て掲載させていただいております。かなり量が多いのですが、3ページから6ページまでが記載されている御意見が、今回素案を修正して反映をさせていただくということで、事務局で考えているものです。簡単に御説明させていただきます。

まず、3ページの一番上のところですが、施策の4、放射線教育が欠落しているのは重大な問題であるという御指摘を頂戴しております。その下、施策の5です。特別支援学校における教員の男女比率の是正ということで、子供たちの身近自立獲得のための同性支援の徹底をお願いしたいという御意見を頂戴しております。その下の施策5です。支援が必要な子どもが増加しているため、通級

指導教室を拡充してほしいという御意見を頂戴しております。一番下の施策の5ですけれども、こちらのほうも通級指導教室の増設ということで御意見を頂戴しております。

それでは、恐れ入りますが、4ページを御覧いただければと思います。上の施策の5ですけれども、こちらでも通級指導教室に関わる御意見ということで頂戴しております。下の施策の5ですけれども、こちらは、特別支援学校の高等部に対する記載がないということで、高等部についての記載をするように御指摘をいただいております。

続きまして、隣の5ページです。上の施策の9ですけれども、こちらは教職員の負担軽減ということで、取り分け中学校の部活が教職員の負担になっている点について御指摘をいただいております。その下の施策の9ですけれども、こちらでも中学校の放課後の部活動が教職員の負担になっているという御指摘をいただいております。

それでは、恐れ入りますが、次の6ページを御覧いただければと思います。上の施策の9ですけれども、こちらでも同様に中学校の部活動が教職員の大きな負担になっているという御指摘を頂戴しております。そして、その次の施策の11です。こちらは、子供の安全安心のために警察との連携をしっかりと図ってほしい、このような御指摘をいただいております。最後に記載のある施策の11のもう一点についてです。こちらでも、子供の安全安心に関わることで、登下校の安全指導を徹底してほしいという御指摘を頂戴しております。

以上が、素案に反映をさせて原案にするということで、今事務局が考えているものです。原案に反映させる内容につきましては、別途教育委員会でお諮りをさせていただきます。

説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終わりました。御質問等がございましたらどうぞ、御遠慮なく。

また、皆さんが気が付いたら言っていただくことにして、私からとりあえず一つよろしいでしょうか。2ページの下にア、イ、ウという区分があって、御意見として参考とさせていただくものというのが一番多く、ウには質問も含まれますとあります。268の意見がある中で、何となくこの268のイメージがもう少しうまくつかめる説明があるとありがたいなと思いました。これを読めばいいのかも分からないですけど、説明はなかなか難しいですか。

高倉教育政策  
推進等担当部  
長

私も何度か読んでいますけれども、全体が多くなっています、まだうまく特徴的に御説明することもなかなかできないところがあります。

やはり、特に気になったところは、今回もたくさん反映させていただきましたけれども、特別支援関係の御意見につきましては、かなり現実的なお話として頂いていますので、実施にあたって政策というレベルではお答え、反映するところはなかなかないんですけど、実際の学校の運営の中では反映していくような、御意見を伺ってやっていくようなものがございます。

それから、やはり新しい施策を幾つか打ち出しておりますので、グローバル教育でありますとか、それから防災教育、ICTとか、そういったところにも若干関心をいただいておりますが、それについては様々な御意見がございまして、総論的には御支援をいただけるのではないかなというふうに思っています。例えば英語だけに偏らないで、やはり日本の文化をやるべきだとか、いろいろ御意見がありますので、実施の中で反映していきたいなというふうに考えています。

今田委員長

今のグローバル教育の話で、この間、たまたま私もビブリオバトルの関係で本を読んだ中で、海外経験の豊かな著者の原理によると、やはり論理的に物事の説明をする、論理に対して対応することにどちらかというと日本人は少し不得手というか、良い意味での思いやりみたいなものが先に立ってしまう。「そういうことを言うと相手の心を傷つける」みたいな感じの文化があって、そういうものに慣れ親しんできている反面、もう少し論理的にきっちり言う訓練が必要ではないのかという話があります。グローバル教育という中で手段としての英語を体得する、これももちろん大事なんだけど、併せてその中身の部分を培うことを忘れないでいく必要がある。そういうふうな意見はこの中にあったのか、どうなのか、その辺りを聞きたいですね。今、グローバルというお話があったから聞きますが、そこまでのものはないですか。

高倉教育政策  
推進等担当部  
長

そこまでのものがあつたかどうか、十分に覚えていないところもありますが、同じようにグローバルというのは、英語だけじゃないという御意見はたくさんいただいております。やはり、グローバル教育の中では、よく言われるように異なった価値観とか、それから異なった文化的な背景の人たちと話し合いをしながら、課題を解決していくっていうのがこれから必要な姿勢というふうに言われていますので、そういったことも含めて考えていますので、いただいている御意見については、広い意味では受けとめて、実施していけるのではないかと考えています。

今田委員長

そうですか、どうもどうも。

坂本委員

今、委員長がおっしゃったことと少し関連するんですけども、御意見の対応状況というのがあって、こういうふうに分かれてるんですけど、なぜ対応して素案を修正したか、それから、賛同いただいたものは問題ないんですけど、この268件の中で、きっとこれは全くとんちんかんことを言ってるものも、それから分かっているけれど考え方が違って取り入れられないもの、それからもう1つは、大変良いけれど予算がかかり過ぎるもの、それから全体を見たときに良いけれど、今は優先しなければいけないものがあって、すぐには取り入れられないものと、いろいろあると思うんです。ですから、この268件をくくってしまうと、ややイメージが沸かないなと思うんです。

それで、多分私はみんな良いことを言ってきているんだと思うんです。だけど、いつも言うように良いことを全部政策にしたら、お金はかかる、先生の負担感にかかる、それから多忙感は強くなる、だからできないんです。ですから、常に役所の政策っていうのは、プライオリティーをつけて、良いことであっても必要かつ実行可能なものからやるわけです。そういうことがはっきりすると思いいなと思って、私はこれはこれでいいんですけど、内部の覚悟として、この施策4から11でしょうか、この施策4の素案を修正するものってあるんですけど、これはなぜ修正するか、良いことだから修正するわけではないんですよ。良いことであり、かつ予算の目途が、やりくりつきそうだと、何年かの間には、そして他の施策と比較して、比較優位があるという決断があつて初めてこれを採用するんだと思うんです。ですから、その辺りをはっきりしておかないと、全体を直すわけではないんですけど、今後、いろいろな議論が出てきて、良いことを言われたら全部入れるのかということそうではないと思うので、その辺りをまた内部でははっきりさせていただければと思います。

高倉教育政策 推進等担当部 長	特に、そのウの部分、どういうふうに分 析しているのかということをお見 聞かせたので、また読み込ませ ていただいて、もう少し全体像 が分かるように分析をしてみ たいと思います。
今田委員長	よろしいですか。どうぞ。
間野委員	膨大な量の分析、大変ありが とうございました。11件、素 案を修正するものが出てきて、 事務局の皆さんの手間は大変な ものだと思うんですけど、やは りパブリックコメントは必要だ な、やって良かったなという ふうに思います。目を皿にして いろいろな方向から見たけれ ど、市民の皆さんから率直な 意見を聞くと、これが漏れて いたとか、この点は是非入れ なければいけないというよう になった、とてもやって良か ったというふうに思っています。 この11件という割合なんです けど、一般として、市全体で も結構ですが、こういったパ ブリックコメントをやった場 合に、その修正をする割合は どのくらいか、意見に対する 2.9%という割合は、これ は平均的なものなのか、少な いのか、多いのか、どんな 感じなんですか。
今田委員長	どうぞ。
上田教育政策 推進課長	この数字が多いか、少ないか というのは、なかなか難しい ところがあると思うんです けれども、前回のアンケート、 同じ教育振興基本計画のパ ブリックコメントをやった時 きは、33件反映をさせてい ただきました。それと比較 すると3分の1ということに なるんですけども、ただ前 回のときは、その33件の うち24件が教室にエアコン を設置してもらいたいという 御意見でした。ですからその 部分を引きますと、決して 今回の件数は少なくはない というふうに考えております。
間野委員	ありがとうございます。
今田委員長	よろしいですか。どうぞ。
西川委員	これだけ、1か月かけていろ いろと意見を聞かれるという のはすばらしいことだと思 うんです。これだけの部数、 部数というか、いろいろな 場所に配布して、回答数予 想は大体こんなものという 感じでしたか。
高倉教育政策 推進等担当部 長	回答数としては、前回は概 要版の配布というのは2万 2,000部ぐらいしか刷 ってありませんで、今回は 29万部刷って、各世帯に お送りしてますので、も っと来るのではないかと 思っていたのですが、予 想外に少なかったかなとい うふうには思っています。
今田委員長	ほかによろしいですか。
長島委員	修正の11件の中に、支 援が必要な児童生徒の通 級指導教室について、意 外に割合が多いという ところで、求められて いるものがすごく大き いのかと思います。人の 配置であるとか、いろ いろなところに関わ る中で、最後の施策 11の警察等との連 携の話なのですが、 教職員の負担軽減 を求めながらもこれ をやろうとすると 負担増になるよう なことも出てくる わけですね。様 々な中で全てを うまく



やろうとすると、結局負担増になってしまうことが出てくるので、その辺りを加味しながらきちんと無理のない修正を図るのも必要なのかなというふうに思いました。

今田委員長                   どうぞ。

上田教育政策  
推進課長                   御意見ありがとうございます。いただいた御意見の中には、予算のかかるものとか、あるいは手間がかかって、教職員の負担につながることもあると思いますので、その辺りにつきましては、例えば警察とか、区役所とか、関係機関のお力を借りながら連携して対応するような形での修正ということも考えていきたいと思えます。

今田委員長                   よろしいですか。少し、今の意見の中で、このウの部分をもう少し分析していただくというようなこともありました。いろいろな意見の中で、また分かりやすく説明できるものがあれば一つよろしく願います。御苦労様でした。どうもありがとうございました。

それでは、次に、「第2回横浜市いじめ問題対策連絡協議会の開催報告について」説明をお願いします。

斉藤健康教育・人権教育  
担当部長                   おはようございます。健康教育・人権教育担当部長の斉藤でございます。お手元の資料にございますように、第2回の横浜市いじめ問題対策連絡協議会、こちらを10月15日に開催しましたので、その協議内容について報告させていただきます。

山川人権教育・児童生徒  
課長                   人権教育・児童生徒課の山川でございます。よろしく願いいたします。それでは、お手元の資料に基づいて報告をさせていただきたいと思えます。まず1番の概要でございますが、本協議会につきましては、いじめの防止等にかかる関係機関の連携や啓発活動を推進するために、横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づいて設置された、子供の健全育成に関する関係機関である法務局、警察、青少年育成団体、保護者代表、学校、児童相談所、本市関係行政機関等16名で構成する協議会でございます。

今回は、第2回目ということで、第1回目は6月11日に開催をしておりますが、第1回目は資料にありますとおり、各機関の紹介ということが中心でございましたので、実質的な協議に入った今回の第2回目から協議の様子について御報告をさせていただきたいと思えます。

協議内容につきましては、いじめ問題等に関する各機関、団体での様々な取組の情報提供及び相互の情報共有と意見交換を行うとともに、本市いじめ防止基本方針に明記されています今年度より新たに設定されました、12月のいじめ防止啓発月間に実施する協働の取組が合意されるなど、いじめ防止に向けた今後の連携、啓発活動の効果的な取組につながる協議が行われました。

協議の具体的な内容について簡単に御報告させていただきます。

まず、1番最初の(1)各機関の団体の取組についてでございますが、1枚めくっていただきまして、別紙1とあります。今回、この協議会で参加されている各機関、団体の取組について、簡単に御報告をさせていただきます。

横浜地方法務局につきましては、子どもの人権SOSミニレターの子供たちへの配布、これは10月に既に行われております。それから、子ども人権110番による電話相談。2番目の神奈川県警察本部につきましては、非行防止教室の開催及び

いじめ相談窓口の状況等が報告されております。3番の横浜市青少年指導員連絡協議会につきましては、非常に高い関心を持っていただく中で、本年度の取組として2点目にあります平成26年度横浜市青少年指導員大会で、いじめ問題についての記念講演を開催していただくという報告を受けております。それから、4番、横浜市子ども会連絡協議会につきましては、定例会でいじめの問題について取り上げ、報告するなど、活発に活動していますという報告を受けております。5番の横浜子ども支援協議会は、市内で不登校や、ひきこもり等の子供たちへの学習支援等に取り組む民間団体で構成する協議会ですが、その協議会が子供たちの教育活動への支援を実施しておりますという報告がありました。6番目、横浜市PTA連絡協議会につきましては、2点目にあります市P連の三行詩コンクールのテーマに本年度から命の大切さというところを取り上げていただいて、いじめに関わる、お互いに大事にしましょうということで取り組んでいるという報告を受けております。7番、各学校につきましては、資料にありますとおり、校内いじめ防止対策委員会での組織的な取組の状況、この夏行われました横浜子ども会議での、横浜子どもアクションを受けての具体的な取組が実施されていますという報告のほか、学校での取組が報告をされております。

裏面になります、横浜児童相談所につきましては、いじめを主訴とする相談は少ないものの、虐待との関連を含めた子どもへの支援を是非やっていきたいというような報告をいただきました。9番から12番まで、市の各行政機関でございますが、いくつかあげさせていただきます。まず、区福祉保健センターにつきましては、学校と、区との連携の強化を是非進めていきたいということで具体的な取組を進めておりますという報告がありました。市民局につきましては、全国中学校人権作文コンテストが今実施されておりますが、今回市内学校から応募された作品の中の30%がいじめの問題を取り上げているということで、子供たちのいじめに関わる関心の高さを報告していただきました。最後に教育委員会でございますが、いじめの実態と問題行動調査等の結果を報告させていただくとともに、最後にあります、市内郵便局との協働によるラッピングカーを活用した、いじめ根絶に向けたメッセージを発信しておりますということの御報告をさせていただきました。

また、もとに戻っていただきまして、(2)12月のいじめ防止啓発月間における取組について、今回、いじめ防止基本方針に基づく、この12月をいじめ防止啓発月間と位置付けて取り組んでいきたいと、特に、2番目にあります学校や関係機関等で、一番は子供たちが生活をしている学校の中で、この12月を大事にしながらいじめ防止を啓発していこうと、その取組を助ける意味で、のぼりの活用であったり、ネットいじめ防止のポスターを掲示していこうということが合意され、同時に、やはり市民の方に向けても市全体で取り組んでいくという意味で、いじめ防止キャンペーンとして、12月7日の日曜日に横浜駅周辺で講演会と、街頭キャンペーンを開催し、市民全体に向けても啓発に取り組んでいきたいということが合意をされました。

最後(3)でございます。子供のネット利用の実態と効果的な取組について、前回の委員会でも御報告させていただいた調査の結果をもとに、各団体・機関の方の意見をいただきました。非常にそれぞれ問題意識が高く、学校や保護者だけでなく、社会全体で取り組む必要があるということを確認するとともに、改めまして、2月から3月に予定をされております第3回協議会で、ネットいじめ防止にかかる取組について引き続き協議を行うことが確認をされました。

以上でございますが、今回の協議会で改めまして具体的な取組、連携の方向性が見えた今後の効果的な取組につながる協議になったかなというところでございます。

ます。

以上、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

今田委員長

ありがとうございました。所管課から説明が終わりましたが、何か御質問がございましたらどうぞ。

坂本委員

各方面が一生懸命いじめ対策について協力しているのは良く分かりましたし、そのための様々な活動をしていただいているのも良く分かって、大変評価させていただきますが、私が聞いた感想を言いますと、これは少し難しいのかもしれないんですけど、ここには組織が会合を開きましたと、何週間活動しましたと、電話が何本入りましたと、講師を派遣しましたと、そういうことはたくさん書いてあります。それはそれで大切なのですが、私の知りたいのは、その結果、この協議会が1件でもいじめを防止できたのか、1件でもこじれているものを救えたのか、それがないと本当の意味の協議会にはならないと思います。

今始まったばかりだから、それはまだ種をまいているうちで申し訳ないかもしれませんが、いつまでもこういう報告ですと、ちょっと悲しいかなと思うんです。ですから、私はそんなに簡単にはいきなれないと思いますが、例えば電話を受け付けているところとか、相談窓口をやっているところとか、いろいろありますよね。そういうところで救われた子が確実に1人でも、2人でもいたというような報告がされ、かつそれは、どういう連携をして、どううまくいったのかっていうようなことが、だんだん表に出るようになると、やっているほうも達成感がありますし、協議会の価値、意味も増してきますし、聞いたほうもありがたい協議会だというふうに思えますので、ちょっとそれを心がけていただけないかなと思います。これは希望です。ありがとうございました。

今田委員長

よろしいですか。ほかに何かありますか。どうぞ。

間野委員

今の、坂本先生に通じるんですけど、いじめの発見といいますか、認知件数が増えていることを逆に解釈して、財務省が35人より40人学級でいいんじゃないかというような意見を出してきたりしてますので、見つけて、早めに芽を摘むことはとても大事なんだけど、やっぱりそれをどこかで逆転して予防につなげていくということにならないと効果が出てこない。手厚く人を配置して、たくさん見つけてますということだけだと、学校は少人数にしているようだけど、その効果はあるのか、と解釈する人たちも出ますので、防止の件数を数えるということとはとても難しいことで、多分できないこととは思うんですけども、いずれどこかで防止のやり方が確立された段階で、そこから減少に転じていくようなことがあると、説得力を持つのかなと思いました。以上です。

今田委員長

どうぞ。

長島委員

私も、坂本先生、間野先生に通じるところがあるんですけども、いじめの問題でこういう協議会が設置されるという、法整備がされてつながって来たんですけども、各団体が今までやってきた様々な取組が、時代背景を写したもので、例えば交通事故が多かったら、交通事故のことやろうとか、例えば不審者が多かったら、それを対策しようとか、要するに時代背景が反映されて、今いじめの問題がピックアップされ、各団体が対応していただいている、これは本当にありがたいことで、それによって、中学生や小学生のサミットでも、いじめのことが取

り上げられて、子供同士が考えられる状況が生まれてきている。生まれてくることによって、大人だけではなく、子供たち自身がいじめについて真剣に考えて、やっぱりみっともないよね、いじめって撲滅していこうよと、自らが考えられる子供たちが育ち始めているのかなと、見聞きして感じていくところです。

P T A活動とか、防犯活動とかと一緒に、あつという間になくなるものではなく、多分なくなることはない問題を、少しでも良好にしていこう、なくしていこうという積み重ねの活動だと思うんです。ですので、この始まったばかりの活動が、今、間野先生もおっしゃったように、振り返りであるとか、数値であるとか示すことによって、頑張ったから、アンケートでも、こういう結果が出たよね、ということをやはり示してあげないと、頑張ってきた子供や大人、この協議会がただの報告会だけに済んでしまうのかなって思います。

今各団体のいじめに対する取組の報告から、連携につながり、全ての社会の中での意識として、いじめを当たり前、してはいけない社会というものにつながることをやはり目指すのがこの協議会の立場なのかなというふうに思いますので、少しずつ積み重ねて頑張っていたいただければと思います。

今田委員長

ありがとうございました。どうぞ。

西川委員

いじめ問題対策連絡協議会、2回目ということで、これから進んでいくと思うのですが、私はこういう組織ができるのはすばらしいなと思っております。

ただ、今、各委員さんから出ましたように、それがどういう結果になるかということがすごく問題になってくると思います。横浜市立学校の小、中、高、特別支援学校が、今とってもいい動きしているなど感じるのは、小、中、連携事業の中で、同一カウンセラーであるとか、学校の中で児童支援専任教諭が今までいなかったんですが、各学校に配置され、小学校の専任と中学校の専任の方たちの連携がうまくいっているという話をいろいろお聞きします。だから、いろいろな件数が出てくるという中で、やったからすぐ効果が出るっていうものではないと思うんですが、いじめの内容も変わってきています。昔は、目に見えるものだったんですけど、今、目に見えないところでもあるので御苦労が大変だと思います。先生方の多忙感とも合わせて、子供と向き合うような時間が取れたら、学校現場がもうちょっと生き生きとできたらいいのかなっていうふうに感じます。その点についていろいろと支援したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

したがって、別紙1のところの区専任会、専任区代表者協議会っていうのは、これは小学校の児童支援専任教諭も入っているんですね。

山川人権教育・児童生徒課長

小学校の児童支援専任も、中学校の生徒指導専任と合同で月1回ということをやらせていただいております。

西川委員

分かりました。ありがとうございます。

今田委員長

皆が言っているから、一言だけ言わないと何かいけないかな。このいじめの問題はなかなか難しく、昔の藩校の教え、いろいろな藩校がたくさんあった中で、それこそ鹿児島藩校の中でも、嘘をつくな、負けるな、弱い者いじめをするなどといったものが昔からありました。弱い者いじめをするなどというのは、会津の日新館の中にもそういう教えがあったと思いますけど、これはもう、本当にあ

る種の人間の、俗に言う業に根差すような部分もあって、協議会をつくって、今の時代背景を踏まえて、いろいろな取組を、みんなでやっというものがあると思います。併せてやっぱり齋藤先生みたいにベテランがおいでになる。学校現場の先生がクラスの中で、本当にある意味で目を光らすというのか、一生懸命になってという部分が、山川先生も専門家でおいでになるから、その辺りを齋藤先生、学校現場から出てきている生きた知恵みたいなものがうまく反映されるといいのではないかなって思うんですが、もちろん既に反映されてるんだろうと思いますけど。

齋藤教育次長

御指摘いただいたようですから、私のほうからも。いろいろな機関が、いじめのことを大きくとらえて、みんなで連携してやっという仕組みが整いつつあるってことは、大変ありがたいことだと思っています。

もう1つは、子供社会の中で起こるいじめについて、子供自身が自らの問題としてこれに向き合ってくという姿勢が大事なんだろうと思うんです。今年は子ども会議を開催して2年目になります。子ども会議をやっ、子供たちが自分たちの問題としてとらえてくる、これがかなり定着してきたかなという感じがします。それ以前にも、中学校を中心に各区を単位にする、防犯サミットをやっいまして、これは学校警察連絡協議会や、あるいは区役所が中心になって、その地域の子供たちが、自分たちの子供社会の問題を考えていこうよという取組をやってきているんです。サミットをやった区では、警察の方から詳しいデータを聞いたわけではないんですけど、軒並み検挙率が下がってると、というような話も聞いてます。データとして、数字は聞いてないんですけども、そういうようなことを警察の方も言っているぐらいですから、やっぱり子供たちが自分たちの社会ことは自分たちで主体的に関わっていくんだという気持ちを、大人が支援して培っていくっていいですか、そういうことが大事なのかなという思いがします。

今田委員長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。御苦労様でした。

それでは次に、議事日程に従い審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第56号議案「横浜市職員定数条例等の一部改正に関する意見の申出について」、教委第57号議案「横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例等の一部改正に関する意見の申出について」、教委第58号議案「横浜市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の全部改正に関する意見の申出について」、教委第59号議案「横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に関する意見の申出について」は、事前に公開することにより、議会の審議等に支障が生じる案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、教委第56号議案から第59号議案は、非公開といたします。

議事日程に従い、教委第55号議案「土曜日の授業に関する方針について」所管課から説明をお願いします。

高倉教育政策  
推進等担当部  
長

それではよろしく申し上げます。土曜日の授業につきましては、教育内容の効果、あるいは児童生徒や教員の平日の負担軽減という観点から、平成24年8月以降、研究校による研究を実施してまいりました。このたび、その研究成果を踏まえまして、小中学校における土曜日の授業に関する方針を定めたいと考えており

ますので、御説明をさせていただきたいと思いを。

教育政策推進課の担当課長の高見と申します。よろしくお願いたします。

土曜日の授業に関する方針の案につきまして、御説明をいたします。お手元の資料を御覧いただければと思います。

資料の2ページ目の提案理由についてでございますけれども、これまでの各学校での土曜日の取組及び土曜日の活用の研究結果を踏まえ、小中学校における土曜日の授業に関する方針を次のように定めたいので提案させていただきます。

3ページ目を御覧ください。土曜日の授業に関する方針について（案）ということでお示しをしております。

学校週5日制の開始以降、土曜日につきましては、学校の判断により、授業やその他の様々な教育活動に取り組んでまいりました。取組の内容につきましては、例えば保護者などに公開をして、授業参観を行うものや、運動会、体育祭等の学校行事を行うもの、地域住民も巻き込んで防災教育を行うものなど、各学校の創意工夫により多様な活動が展開されてまいりました。その一方で、国におきまして、土曜授業に関する検討が行われて、学校の設置者の判断で土曜授業を実施しやすくなるように制度改正が行われたこと、また、保護者の土曜日の授業に対する関心が高まってきたこと、こういったことを踏まえまして教育委員会としては、昨年度まで土曜日の活用の研究に取り組んでまいりました。

こうしたこれまでの学校での取組と、研究の結果を踏まえまして、小中学校における土曜日の授業について、次に申し上げるとおり方針を定めていただきたいと思いますと考えております。

1、基本方針ですけれども、土曜授業の内容、効果、教育委員会の基本姿勢を盛り込ませていただきました。以下読み上げます。

土曜日に学校が授業参観、学校行事や防災教育などを行うことで、学校が開かれ、保護者や地域住民の理解が深まり、教育活動が充実するという効果があったため、学校の主体的な判断を尊重しつつ、横浜市教育委員会として土曜授業を推進します。

#### 2、実施回数

年間を通じた土曜授業の回数については、地域や学校の実情に応じ、学校が決定することとします。

#### 3、授業の振替

次のいずれかの形で実施できるものとします。（1）翌週に児童生徒の代休日を設ける形。（2）土曜授業の時数分、平日の授業時数を減らす形。（3）土曜授業の時数分、長期休業日を増やす形。なお、いずれの形においても、授業時数の増加を目的とするものではありません。

#### 4、教職員の週休日の振替

（1）土曜授業に携わった教職員の週休日の振替については、法令等に基づいて適切に行ってください。（2）土曜授業の実施単位、実施回数及び実施内容は各学校の判断で決められますが、児童生徒の代休日を設けない形で実施するほか次の要件を満たす場合には、土曜授業の実施日から8週間後の日の翌日から16週間後の日まで、教職員の週休日の振替を行うことができます。要件といたしまして、ア、実施単位、土曜日の午前中、原則半日単位。イ、実施回数、月1回以内、年間11回を上限。ウ、実施内容、次のいずれかで実施をするということになります。（ア）保護者や地域住民に対して公開で行う授業。（イ）保護者や地域住民等がゲストティーチャーやボランティア等として参加する授業。

#### 5、その他

その他必要な事項については、教育委員会事務局が定めます。  
以上を土曜日の授業に関する方針として教育委員会として定めていただきたいと考えております。御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

今田委員長 所管課から説明が終了しました、御質問等ございましたらどうぞ。

間野委員 前に見せていただいた資料と比べて、すごくはっきり、明確になったと思います。横浜が主体的に土曜授業を始める、検討を始めるということが、以前よりも分かるようになったと思います。

ただ、せっかくやるので、横浜らしい教育の推進に資するような、例えば小中一貫といった連携に使うとか、横浜らしいグローバル人材の在り方というのも考えていますので、基本方針の中で、授業参観、学校行事や防災教育など、どこまで列挙したらいいのか分かりませんが、横浜らしい教育を推進するためにあえて土曜授業を始めるんだというようなことが伝わるようなことがあるとさらにいいのではないかと思います。

今田委員長 ほかに、御意見ございますか。どうぞ。

坂本委員 今の御意見には大賛成なんですけど、全体は大変良い政策で、それから趣旨も一貫して、これで結構だと思うんですけども、これは誰に対して出すんですか。先生に対して出すんですか。

高見教育政策推進課担当課長 基本的には小中学校に対してということになりますけれども、公表いたしますので、皆様に対してということになります。

坂本委員 そうですね。いろいろな方に対して出るんですね。

高見教育政策推進課担当課長 はい、そういうことになります。

坂本委員 そうすると、上の5行目、この辺りが私でも素直に読むと少し分かりにくい、例えば国の動きや保護者の声を受けて、研究の成果を踏まえ、と言われても、国の動きがなんなのか、今回解禁されて土曜日もやっていいっていう動きがあったとか、それから保護者の声、先ほどの御説明だと非常に保護者は土曜日の授業をウエルカムという気持ちで、迷惑がなくてウエルカムということで、考えているということですね。

いつも言うんですけど、形式的な文字でなくて、魂が入った文章があると世に出たとき、ああそういうことなのかと、それから例えば研究の結果を踏まえと書いてありますが、結果はどうなったんだと、結果を得たところ、例えば小中一貫をやるときには、土曜日がいろいろなことを合わせやすいので良いとか、何か結果を包括的な感覚でもいいし、例示でもいいんですけど、そういう骨だけではなくて、肉がついてないと、まずこれを読んだときに、良いことやるっていうわくわく感がないんです。ですから、もし外に出す時、先生向けであっても、先生も法令とか、規則とか、1から10まで知っている訳ではないので、やっぱり噛み砕いて、この5行で言ってあげるといったことが必要でないかと思うんです。基本方



針はそれを受けて本当は私ももう少ししっかり書いたほうが良いと思いますけど、まあこれでいいと思います。皆さん、いろいろ吟味して書かれていますのでね。

それから、教職員の週休日の振替というのは、これは私が小耳に挟んで間違っていたら申し訳ないのですが、今までは、8週間後までしかできなかったものが、今度この方針を出すことによって、16週間までできるようにしたんですよ。だから、そのありがたみをもっときちんと言ったほうが良いんじゃないですか。それは誰が努力したかっていうと、これはどこがこの規則持っているのかわかりませんが、神奈川県が勝手にやった訳ではなくって、横浜市がこういうことをやる時に私いつも言うんですけど、良いことをやるのはいいんだけど、それによってまた負担が増えると、先生の多忙感が増えるというのがいけないから、こういう良いことに広げる場合には、それがやりやすくなる、先生の多忙感を少しでも緩和する方策を必ず対にすることがこれから必要だと思うんです。そういう意味で、これは極めて良い対ができて、その対にしたのは、土曜日の授業を文科省が解禁していいよって言って、それをそのまま、はいじゃあ解禁しますよって流したのではなくて、横浜がそこでいろいろな情熱とか魂を入れて、先生方の現場を校長先生の指導力とか、それから決断力とか、そういうのを学校に任せて、まず、信頼をして、それから地元の声を受け入れてやるので、そのときに横浜市としてはただそれだけではなくて、神奈川県に話をし、その規制緩和をしてもらいましたよと、だからこのことをやるから16週間になるんですよということをつけ加えてあげると先生たちも現場でありがたいなと、いいからやれやれって今まで言ってたけど、言われたことだけじゃなくて、やりなさいと、自分たちを評価して下さって、さらにやりなさいって言うてくださる、その本当の親心はそういう応援だけではなくて、それはもう地元で任せて、できやすいように制度を変えてあげると、ここが私は今回の非常に良いとこだと思うんです。その一番の売りは売ってないんです。だから、ちょっともったいないなと思うんです、そういうことは現場の先生も知っていますよと言われればそれまでですけどね。

それから、地元では、一般の人は知らないですよ。何か、こういう制度があるから利用しなさいってポンと言われたような感じがしますので、皆さんの努力をもうちょっときらきらって輝かせたらいいんじゃないかと思います。大変いい政策だと思います。

今田委員長

ほかにございますか。

西川委員

この土曜日については私もこだわることはあるのですが、やはり私が現場にいるときには、土曜日の活用というのはすごく良かったんです。ですので、先生方が反対してこうやったのではないかなという気がするんですが、例えばそこに保護者の声というのがあるんですけども、PTA活動とか、それから男性の方がPTAに加わる機会もすごく活用できるんじゃないかなというのがあって、ありがたかったんです。ですので、学校もこういう施策で、こうやりますよっていうと、昔のイメージじゃなくて、こういう新しいのが横浜らしいって、先ほど出ましたけど、そういうものがちょっと入るといいのかなっていう気がいたしました。

国が推進しているからやれって言うふうにはならないと思うのですが、こういうのがあって、今お話があったようにこういういろいろ配慮してやるんだよということであれば、考えてくれているんだなと思うんですが、土曜の授業と



なるとすごく抵抗のある人もいるかもしれないので、その辺りのところの扱いをもうちょっと丁寧にしたほうがいいのかになって、横浜らしいっていうのがいいのかなという感じで、すごくいいお話をいただいたので。

今田委員長 よろしいですか。1つだけ質問で、これはいつからやることなんですか。

高見教育政策  
推進課担当課  
長 平成27年度、来年度からということになります。

今田委員長 この事項については、ここで承認をしてということになるんですか。  
ほかには、意見がありますか。すみません、どうぞ。

長島委員 土曜日の活用っていうのは、本当に保護者であるとか、特に今、西川先生がおっしゃったように、お父さんの目がすごく多くて、私がずっとPTA活動してきた中で、本当にあるときから急に、お父さんの授業参観への参加がずっと増えたんです。カメラやビデオを持って参加する方が増えた頃から、やはり土曜授業に対する関心が高まってきたのかなと思うのは感じているところなんですけど、やはりお互いが負担感を持ってしまっはいけないというのが、これ絶対定説であって、やはりやってもらって良かったな、行って良かったな、というように、子供たちが何よりも生き生きとできて、教職員が楽しそうに授業をする、参加する地域住民や保護者で行うということが何よりも大切なことなので、環境をつくるという意味で、そこに配慮を十分していただけるような現場への発信をしていただきたいなと心から思います。

西川委員 すみません、もう1ついいですか。中学校で言いますと、すごく気になるのは部活動なんです。大会だとか、時期によっては試合だとか重なってしまって、せっかく開いてもごそつとその部活の生徒がいないとか、先生がいらっしやらないとかということがあるんではないかなっていう気がするんですが、その辺りの対応、学校長さんがやはりどこでどうやったらいいのかと、時期を設定するところも御配慮していただけたらうまくいくのかなというように思いますのでよろしくお願いたします。

今田委員長 よろしいですか。それでは、今、いろいろと御意見があって、この最初の、前段のところを少し丁寧に、外へいろいろと出ていく中で、少し丁寧にということと、それからいい意味でその基本方針のところもある種のその横浜らしさというもの、それから全体的にそのわくわく感というか、ありがたみを含めて、その辺りの字句の修正等については教育長と私のほうにお任せをいただいて、基本的な大きな流れということについては、御理解ということでもよろしいですか。それでは、一部字句の修正等はそういうことで、本案教委第55号議案については承認をしてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 では、承認をさせていただきます。御苦労様でした。  
以上で、公開案件の審議が終了いたしました。その他、委員の皆さんから何かございますか。

事務局から何か報告事項はありますか。

伊東総務課長

10月27日、個人の方2名から教科書採択に関する要望書が提出されました。これらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。

次回の教育委員会臨時会は、11月21日金曜日午前10時から開催する予定ですので、よろしくお願いいたします。

今田委員長

皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会臨時会は11月21日金曜日の午前10時に開催する予定です。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も御退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第56号議案「横浜市職員定数条例等の一部改正に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第57号議案「横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例等の一部改正に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第58号議案「横浜市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部改正に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第59号議案「横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

今田委員長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後0時10分]